

電話サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新						
別記	別記						
1	1						
～ （略）	～ （略）						
6	6						
7 電話帳の種類 当社が発行する電話帳は、職業別電話帳（タウンページ）とします。	7 電話帳の種類 (1) 当社が発行する電話帳は、職業別電話帳（タウンページ）とします。 (2) <u>職業別電話帳（タウンページ）には、次の区分があります。</u>						
	<table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>内 容</th></tr> <tr> <td>タウンページウェブ版</td><td>ウェブサイト上で閲覧ができるもの</td></tr> <tr> <td>タウンページ冊子版</td><td>タウンページウェブ版の掲載内容のうち当社が別に定める職業区分に掲載内容を限定して紙媒体により発行するもの</td></tr> </table>	区 分	内 容	タウンページウェブ版	ウェブサイト上で閲覧ができるもの	タウンページ冊子版	タウンページウェブ版の掲載内容のうち当社が別に定める職業区分に掲載内容を限定して紙媒体により発行するもの
区 分	内 容						
タウンページウェブ版	ウェブサイト上で閲覧ができるもの						
タウンページ冊子版	タウンページウェブ版の掲載内容のうち当社が別に定める職業区分に掲載内容を限定して紙媒体により発行するもの						
8 電話帳の普通掲載 (1) 電話帳には、加入電話（料金表第1表第1（基本料金）に規定する利用種別が住宅用のものを除きます。）について、電話番号又は追加番号等この約款の規定に基づき当社が付与する電話番号以外の番号（以下別記8から13において「電話番号等」といいます。）1番号ごとに当社が別に定めるところにより、普通掲載としてその電話番号等と次の事項を掲載します。 ア 契約者又はその契約者が指定する者の氏名、名称又は称号のうち1 イ 契約者又はその契約者が指定する者の職業（当社が別に定める職業区分によるものとします。）のうち1 ウ 契約者回線の終端のある場所（契約者又はその契約者が指定する者の住所又は居所による掲載の請求があった場合で、当社が契約者回線の終端の場所による掲載が適当でないと認めたときは、その請求のあった場所） (2) 当社は、その普通掲載が当社の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の普通掲載の取扱いを行わないことがあります。 (3) 当社は、当社が別に定める協定事業者の提供する電気通信サービスについて、電話帳の普通掲載の取扱いを行います。この場合、その取扱いは加入電話に準ずるものとします。	8 電話帳の普通掲載 (1) 電話帳には、加入電話（料金表第1表第1（基本料金）に規定する利用種別が住宅用のものを除きます。）について、電話番号又は追加番号等この約款の規定に基づき当社が付与する電話番号以外の番号（以下別記8から13において「電話番号等」といいます。）1番号ごとに当社が別に定めるところにより、普通掲載としてその電話番号等と次の事項を掲載します。 ア <u>加入電話契約者又はその加入電話契約者が指定する者の氏名、名称又は称号のうち1</u> イ <u>加入電話契約者又はその加入電話契約者が指定する者の職業（当社が別に定める職業区分によるものとします。）のうち1</u> ウ 契約者回線の終端のある場所（加入電話契約者又はその加入電話契約者が指定する者の住所又は居所による掲載の請求があった場合で、当社が契約者回線の終端の場所による掲載が適当でないと認めたときは、その請求のあった場所） (2) <u>当社は、(1)の規定により掲載される電話番号等及びその他事項について、当社が別に定める期日までに加入電話契約者から請求された内容に基づき掲載します。</u> (3) 当社は、その普通掲載が当社の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の普通掲載の取扱いを行わないことがあります。 (4) 当社は、当社が別に定める協定事業者の提供する電気通信サービスについて、電話帳の普通掲載の取扱いを行います。この場合、その取扱いは加入電話に準ずるものとします。						

新旧対照

旧	新
9 電話帳の掲載省略 (1) 当社は、加入電話の契約者回線について次の場合に該当するときは、別記8（電話帳の普通掲載）の規定にかかわらず、電話帳への掲載を省略することがあります。 ア 臨時加入電話契約に基づくものであるとき。 イ 第15条（請求による電話番号の変更）の規定に基づき電話番号を変更した場合であって、その電話番号を変更した日から起算して1年を経過していないものであるとき。 ウ 利用休止中のものであるとき。 (2) 国又は地方公共団体が加入電話契約者である場合には、電話帳への掲載を省略することがあります。 (3) 加入電話の契約者回線に通話の機能を有しない端末設備が接続されている場合であって、別記8(1)のアからウに規定する事項に加えてその端末設備の種類について当社が別に定める記号等を普通掲載として掲載することについて契約者の承諾が得られないときは、電話帳への掲載を省略します。 (4) 当社は、(1)から(3)に規定する場合のほか、契約者から請求があったときは、電話帳への掲載を省略します。 (5) 第15条（請求による電話番号の変更）の規定により電話番号を変更した日から起算して1年を経過した場合において、契約者から申出があったときは、その電話番号を電話帳に掲載します。	9 電話帳の掲載省略 (1) 当社は、加入電話の契約者回線について次の場合に該当するときは、別記8（電話帳の普通掲載）の規定にかかわらず、電話帳への掲載を省略することがあります。 ア 臨時加入電話契約に基づくものであるとき。 イ 第15条（請求による電話番号の変更）の規定に基づき電話番号を変更した場合であって、その電話番号を変更した日から起算して1年を経過していないものであるとき。 ウ 利用休止中のものであるとき。 (2) 国又は地方公共団体が加入電話契約者である場合には、電話帳への掲載を省略することがあります。 (3) 加入電話の契約者回線に通話の機能を有しない端末設備が接続されている場合であって、別記8(1)のアからウに規定する事項に加えてその端末設備の種類について当社が別に定める記号等を普通掲載として掲載することについて<u>加入電話契約者の承諾が得られないときは</u>、電話帳への掲載を省略します。 (4) 当社は、(1)から(3)に規定する場合のほか、<u>当社が別に定める期日までに加入電話契約者から請求があったときは</u>、電話帳への掲載を省略します。 (5) 第15条（請求による電話番号の変更）の規定により電話番号を変更した日から起算して1年を経過した場合において、<u>加入電話契約者から申出があったときは</u>、その電話番号を電話帳に掲載します。

新旧対照

旧	新
10 電話帳の重複掲載 (1) 当社は、加入電話契約者から、普通掲載のほか、別記8（電話帳の普通掲載）に規定する掲載事項について、次の請求があったときは、当社が別に定めるところにより、重複掲載として電話帳に掲載します。 ア 氏名、名称若しくは称号（普通掲載として掲載したものを除きます。）又は商品名による掲載 イ 普通掲載として掲載した職業区分以外の職業区分への掲載 (2) 当社は、その重複掲載が当社の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の重複掲載の取扱いを行わないことがあります。 (3) 契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表（重複掲載料）に規定する料金の支払いを要します。 (4) 当社は、当社が別に定める協定事業者の提供する電気通信サービスについて、電話帳の重複掲載の取扱いを行います。この場合、その取扱いは加入電話に準ずるものとします。 11 電話帳の発行 当社は、掲載地域別に電話帳を分冊し、<u>当社が別に定める周期により発行します。</u> 12 電話帳の配布 (1) 当社は、加入電話について、その電話番号が掲載される地域の電話帳を1の契約ごとに、1部配布します。 <u>ただし、その契約者回線に2以上の電話番号等を付与している場合は、その番号数を上限として複数の電話帳を配布することがあります。</u> (2) (1)の規定にかかわらず、当社が別に定める電話帳については、契約者から請求があった場合に限り配布します。 (3) (1)又は(2)の規定にかかわらず、<u>その加入電話の契約者回線が利用休止中である場合等においては、電話帳を配布しないことがあります。</u>	10 電話帳の重複掲載 (1) 当社は、加入電話契約者から、普通掲載のほか、別記8（電話帳の普通掲載）に規定する掲載事項について、次の請求があったときは、当社が別に定めるところにより、重複掲載として電話帳に掲載します。 ア 氏名、名称若しくは称号（普通掲載として掲載したものを除きます。）又は商品名による掲載 イ 普通掲載として掲載した職業区分以外の職業区分への掲載 <u>(2) 当社は、重複掲載又は重複掲載の廃止の請求について、当社が別に定める期日まで受け付けます。</u> (3) 当社は、その重複掲載が当社の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の重複掲載の取扱いを行わないことがあります。 (4) 加入電話契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、<u>タウンページウェブ版に掲載するごとに</u>料金表第3表（重複掲載料）に規定する料金の支払いを要します。 (5) 当社は、当社が別に定める協定事業者の提供する電気通信サービスについて、電話帳の重複掲載の取扱いを行います。この場合、その取扱いは加入電話に準ずるものとします。 11 電話帳の発行 (1) <u>当社は、掲載地域別に電話帳を分冊し、当社が別に定める期日に発行します。</u> (2) <u>タウンページウェブ版は、当社が別に定めるウェブサイト上において公開します。</u> 12 電話帳の配布 (1) 当社は、当社が別に定める期日以降に加入電話契約者から請求があったときは、その電話番号が掲載される地域の<u>タウンページ冊子版を1の加入電話契約ごとに、1部配布します。</u> (2) (1)の規定にかかわらず、当社が別に定める電話帳については、<u>加入電話契約者から 請求があった場合に限り配布します。</u> (3) 当社は、(1)又は(2)の規定にかかわらず、<u>次の場合は、タウンページ冊子版を配布しないことがあります。</u> <u>ア その加入電話の契約者回線が利用休止中であるとき。</u> <u>イ 発行月の初日から起算して18ヶ月が経過したとき。</u> <u>ウ 在庫部数が無くなったとき。</u>

新旧対照

旧	新
13 その他の電話帳 当社は、別記7（電話帳の種類）の規定にかかわらず、当社が別に定めるところにより、電話帳の掲載事項を掲載した電話帳（ <u>その掲載事項を電磁的記録その他の方法により調整したものを含みます。</u> ）を提供します。	13 その他の電話帳 当社は、別記7（電話帳の種類）の規定にかかわらず、当社が別に定める <u>その他の電話帳</u> を提供します。
第3表 重複掲載料 電話帳発行のつど1掲載ごとに 500円(税込価格 550円)	第3表 重複掲載料 <u>タウンページウェブ版に掲載の都度</u> 1掲載ごとに 500円(税込価格 550円)
	附 則 （令和6年9月30日東経営第000200000405号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和6年10月1日から実施します。 ただし、この改正規定中、電話帳の種類、発行及び配布に関する部分については令和7年1月1日以降、当社が別に定める期日より順次実施します。 （経過措置） 2 この改正前の規定により発行される電話帳の発行及び配布の期日については、改正後の規定によりタウンページ冊子版を発行するまでの間とし、その重複掲載料の適用については、なお従前のとおりとします。 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

総合デジタル通信サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新
第3表 重複掲載料 電話帳発行の都度 1 掲載ごとに 500円(税込価格 550円)	第3表 重複掲載料 タウンページウェブ版に掲載の都度 1 掲載ごとに 500円(税込価格 550円)
	附 則（令和6年9月30日東経営第000200000405号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和6年10月1日から実施します。 （経過措置） 2 この改正前の規定により発行される電話帳における重複掲載料の適用については、電話サービス契約約款に準じて取り扱います。 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

音声利用 I P 通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新
第3表 重複掲載料 電話帳発行のつど 1 掲載ごとに 500円(税込価格 550円)	第3表 重複掲載料 タウンページウェブ版に掲載の都度 1 掲載ごとに 500円(税込価格 550円)
	附 則（令和 6 年 9 月 30 日東経営第 000200000405 号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和 6 年 10 月 1 日から実施します。 （経過措置） 2 この改正前の規定により発行される電話帳における重複掲載料の適用については、電話サービス契約約款に準じて取り扱います。 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新
第3表 重複掲載料 電話帳発行のつど 1 掲載ごとに 500円(税込価格 550円)	第3表 重複掲載料 タウンページウェブ版に掲載の都度 1 掲載ごとに 500円(税込価格 550円)
	附 則（令和 6 年 9 月 30 日東経営第 000200000405 号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和 6 年 10 月 1 日から実施します。 （経過措置） 2 この改正前の規定により発行される電話帳における重複掲載料の適用については、電話サービス契約約款に準じて取り扱います。 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。